

令和7年9月24日現在

指 名 停 止 一 覧

有資格者名	本店所在地	理 由	指名停止期間 (変更・解除期間)	備 考
株式会社博報堂 テーマプラットフォームビジネス推進局	港区赤坂五丁目3番1号	3(独占禁止法違反行為) (2)イの区発注を除く関東地方におけるもの	令和7年6月23日から 令和7年10月22日まで 4か月	(テーマプラットフォームビジネス推進局住所) 港区赤坂五丁目3番1号
駿河屋商事株式会社	大田区大森北二丁目6番11-205号	8(不正又は不誠実な行為) (3)前各号に掲げる場合のほか、区契約に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる行為	令和7年8月28日から 令和7年11月27日まで 3か月	
日産温調株式会社	大田区大森北二丁目3番15号第15下川ビル	8(不正又は不誠実な行為) (3)前各号に掲げる場合のほか、区契約に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる行為	令和7年9月24日から 令和7年10月23日まで 1か月	